

「食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会」開催要領

第 1 趣旨

食品の期限表示の在り方については、令和 5 年 12 月 22 日に公表された「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」により、平成 17 年に厚生労働省及び農林水産省が策定した「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査し、有識者から構成される検討会を設け、食品ロス削減の観点から見直すことが示された。

これを踏まえ、今般、消費者庁において「食品期限表示の設定のためのガイドラインの見直し検討会」を開催し、食品ロス削減の観点と、食品の安全性の確保に関する国際的動向に配慮しつつ科学的知見に基づく観点から、有識者の意見を伺い検討を行うこととする。

第 2 検討項目

- (1) 今後の食品の期限表示の在り方
- (2) その他

第 3 スケジュール及び進め方

食品の期限表示について、食品関連事業者等における設定に係る考え方の実態等を参考に、令和 6 年度末を目途にガイドライン案の取りまとめを行う。

第 4 委員等

- (1) 検討会は、別紙の者で組織する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁においてあらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第 5 運営

- (1) 検討会の庶務は、消費者庁食品表示課において処理する。
- (2) 座長が必要と認めるときは、テレビ会議システムを利用し開催することができる。
- (3) 座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、

意見を聴くことができる。

- (4) 検討会、議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合において、座長が必要と認めるときは非公開とする。
- (5) 検討会の資料は、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、座長が、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (6) 検討会の議事録については、各検討会終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。
- (7) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直し検討会 委員名簿

あべ とおる
阿部 徹 一般財団法人食品産業センター 事業推進部 部長

いぎみ しずのぶ
◎五十君 静信 東京農業大学 食品安全研究センター センター長

おおた じゅんじ
太田 順司 一般財団法人日本食品分析センター 大阪支所 微生物部 副部長

おかだ ゆみこ
○岡田 由美子 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 第三室 室長

こばやし とみお
小林 富雄 日本女子大学 家政学部家政経済学科 教授

しばた のりひと
柴田 識人 国立医薬品食品衛生研究所 生化学部 部長

もりた まき
森田 満樹 一般社団法人 Food Communication Compass 代表

(◎座長、○座長代理、五十音順、敬称略。役職名は2024年5月27日時点)